

多治見市スポーツサポーター設置要項

1 趣旨

この要項は、「多治見市生涯スポーツ推進プラン」に掲げる「ささえるスポーツ」の推進に伴い、市民等が互いに協力し合ってスポーツ活動をサポートする機会を提供し、市民等のスポーツ活動に対する意識の高揚及びボランティア精神を養うとともに、本市のスポーツ振興の担い手の育成を目的に実施するスポーツサポーター（以下、サポーターという。）の設置に関し必要な事項を定める。

2 定義

この要項において「スポーツサポーター」とは、次に掲げる活動に無償で協力する者として多治見市に登録された者で、多治見市及び地域又は競技団体等が主催するスポーツイベント、スポーツ教室等の運営に協力し、ボランティアとして参加者の円滑なスポーツ活動に貢献するものとする。

3 サポーター

サポーターは、中学生以上とし、満18歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6項に規定する暴力団員は登録できないものとする。

4 登録方法

登録を希望する者は、多治見市スポーツサポーター登録申請書（別記様式第1号）を多治見市へ提出するものとする。

5 サポーターの任務

サポーターは、以下を任務とする。

- (1) サポーターは、スポーツイベントの主催者等（以下、依頼者という。）の要請を受け、依頼者と十分な打ち合わせを行い、健康管理や事故防止等に留意してその協力にあたること。
- (2) サポーターは、ボランティアとしての立場を十分理解し、思いやりの精神をもって活動に従事すること。

6 スポーツサポーター育成研修会

サポーターは、多治見市が開催するスポーツサポーター育成研修会に参加すること。また、多治見市及び多治見市体育協会が開催するスポーツ指導者講習会等へ積極的に参加することとする。

7 サポーター登録証

多治見市は、多治見市スポーツサポーター登録申請書の提出を受けた上で、適任と認めた者をサポーターとして登録認定し、多治見市スポーツサポーター登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

8 登録期間

サポーターの登録期間は、登録の日から5年が経過する年度の末日までとする。

9 登録手数料

スポーツサポーター登録手数料は、無料とする。

10 登録更新

登録期間を経過したサポーターの登録更新は、多治見市が本人の意思を確認し、行うものとする。

11 登録内容の変更

サポーターは、住所、勤務先、電話番号等、登録申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに多治見市へ届けるものとする。

12 登録の抹消

サポーターは、多治見市が次の要件に該当したと認めた場合、登録認定を取り消すことができるものとする。

- (1) サポーターとしての信用を傷つけ、又は不名誉となる行為があったとき。
- (2) 本人から登録取り消しの申し出があったとき。
- (3) その他、多治見市が登録にふさわしくないと判断したとき。

13 ボランティア保険

スポーツボランティアの活動に係る傷害保険の加入は、依頼者又は多治見市で負担する。

14 依頼者

依頼者は、以下のとおりとする。ただし、営利目的の事業、又は特定の政治団体や宗教団体の利害に係る事業については、本制度を利用できないものとする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動を行う市内の活動団体及び市民で組織する団体。
- (2) 多治見市又は多治見市教育委員会が後援するスポーツイベント等の主催者。
- (3) 多治見市又は多治見市教育委員会及び多治見市体育協会。

15 依頼方法

依頼者は、以下の手続を必要とする。

- (1) 多治見市に多治見市スポーツサポーター紹介申請書（別記様式第3号）を提出すること。
- (2) 多治見市が紹介したサポーターに具体的な内容等を伝え、必要に応じて打ち合わせや手続を行うこと。
- (3) 事業終了後速やかに多治見市スポーツサポーター事業報告書（別記様式第4号）を多治見市へ提出すること。

16 依頼者の責務

- (1) サポーターの紹介に係る経費は、依頼者が負担する。
- (2) サポーターに生じた不測の事態に対し責任を持つものとし、傷害保険等に加入すること。

17 紹介の決定

多治見市は、依頼内容が適切であるか否かを判断し、サポーターのうち当該申請に係る活動に適すると認められる者を申請者に紹介するものとする。

18 利用料金

スポーツサポーターの利用料金は、無料とする。

19 費用弁償・報酬

サポーターの活動に対する対価は、原則として無償とする。ただし、イベント等の内容に応じて社会通念上の適切な措置をとることができるものとする。

20 庶務

この制度の実施に関する庶務は、多治見市環境文化部文化スポーツ課において行う。

21 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。